

新しい地域コミュニティ構築推進事業委託業務に係る 公募型プロポーザル企画提案書等作成要領

1 企画提案書の作成方法

企画提案書は「新しい地域コミュニティ構築推進事業業務仕様書」と「新しい地域コミュニティ構築推進事業業務に係る公募型プロポーザル実施要領」を踏まえた上で、次の事項に従って提出してください。

2 企画提案書において重視する視点

<p>①本事業全体の構想推進業務</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業の目的である、地域活動やコミュニティとの接点が希薄な市民が、地域と新たにつながるきっかけを得て、無理なく参加しやすく、継続的につながる仕組みについて、本質的に理解した上で具体的に示されているか。 ・市民が地域に関心を持つきっかけの設定、参加に至る導線、参加後の活動への移行及び継続的な関係性の形成に至るまでの一連のプロセスが具体的かつ実現可能な形で示されているか。 ・各業務(デジタルシステム・新たな場の創出・中間支援機能の設計・構築)が相互に接続され、個別の取組にとどまらず一体的な仕組みとして機能することが示されているか。 ・事業終了後も継続的な運営が見込まれ、担い手の存在や関係性の維持・発展につながる仕組みが、具体的かつ実現可能な形で示されているか。 ・企画提案書がわかりやすく説得力があり、説明や質問に対する回答が明確でわかりやすいか。また、業務に対する十分な理解度、熱意及び意欲を有しているか。
<p>②デジタル技術を活用した見える化業務</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市民が地域活動を直感的に理解し、必要な情報を容易に検索できるよう、視認性及び操作性に優れた設計・デザインとなっているか。 ・情報を発信できる機能を備え、その情報を閲覧した市民が、申込み、問い合わせ、参加機会への接続等の参加行動へ円滑に移行できる導線が具体的に構築されているか。 <p>※作成にあたっては、「基本要件一覧表(様式5)」を確認すること。</p>
<p>③新たな場の創出支援業務</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・関心やテーマを入口として、地域活動やコミュニティとの接点が希薄な市民を含む多様な市民が無理なく参加しやすい、具体的かつ実現可能なプログラムとなっているか。 ・参加の場が一過性の取組にとどまらず、参加者同士のつながりが継続する仕組みとなっているか。また、その継続を支える工夫やフォローの方法が具体的に示されているか。
<p>④中間支援機能の設計・構築業務</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・中間支援機能が担う役割(つなぎ、伴走支援等)が明確に定義されており、事業期間内においてどのように段階的に構築・拡充していくかのプロセスが具体的に示されているか。 ・事業終了後においても当該機能が継続的に運営されるための体制、担い手の確保・育成、収益確保又は財源確保の方法等が具体的かつ実現可能なものとして示されているか。
<p>⑤運営管理業務</p>	<p>十分な人員配置、管理体制、スケジュール管理が取られており、業務全体を通して円滑に遂行されることが見込めるか。また、円滑に業務を遂行することが困難になった場合、人員配置等を見直すなどし、臨機応変且つ迅速な対応が見込めるか。</p>

⑥独自の提案	提案内容はこれまでにない独創的なものとなっているか、また事業者ならではの強みやセールスポイントを発揮する内容となっているか。
--------	--

3 企画提案書の作成にあたっての留意事項

- (1) 企画提案書には、事業者名及び事業者を特定できるロゴマーク等は記入しないでください。
- (2) ページ数は、表紙・目次・参考様式を除いて20ページ以内とし、簡潔に記載してください。
- (3) 用紙の規格は、A4判を基本とします。ただし、全体スケジュールについてのみA3版を認めますが、その際はA4判に合うように折り込んでください。なお、用紙の向きについては、縦か横のどちらかに統一してください。
- (4) 文字サイズは10.5ポイント以上としてください。
- (5) モノクロ、カラーは問いません。
- (6) 複数の応募又は複数の事業計画書を提出することはできません。
- (7) 正本と副本の内容は、字体・色等を含め全て同一としてください。ただし、正本と副本が識別できるように提出してください。
- (8) 本実施要領及び仕様書に示す内容以外に、本業務の目的を達成するために必要な追加提案も可とする。この場合において、追加提案に係る費用も参考見積書に含めること。

4 参考見積書

- (1) 消費税および地方消費税を抜いた金額と、消費税および地方消費税10%を合計した金額が分かるように記載すること。
- (2) 参考見積の金額が予定価格を超えた場合は失格となるので、注意すること。
- (3) 令和8年度及び令和9年度について、各年度の費用が判別できるよう記載すること。ただし、各年度の上限は4,000万円とする。
- (4) 仕様書第7項(1)「デジタルシステムを活用した見える化」に係る運用費用については、別途「運用費用見積書」を作成すること。

5 提出書類・部類

新しい地域コミュニティ構築推進事業業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領「7 企画提案書等の作成及び提出」に定めるとおりとする。

6 その他

- (1) 企画提案書の作成及び提出にかかる費用は、提案者の負担とする。
- (2) 提出後の企画提案書の変更、撤回および返却は認めない。
- (3) 企画提案書は、本プロポーザル以外には提出者に無断で使用しない。ただし、情報公開条例に基づく公開を除く。

7 提出期限

- (1) 提出期限 令和8年6月5日(金)16時まで(必着)
- (2) 提出場所 生駒市役所 地域活力創生部 地域コミュニティ推進課
(〒630-0288 奈良県生駒市東新町8-38)
- (3) 提出方法 PDFデータで電子メールにより提出すること。
(電子メールアドレス)shiminkatsudo@city.ikoma.lg.jp